

2022年3月吉日

子ども会代表者様

墨田区少年団体連会
会長 小澤 裕二

全国子ども会安全共済会 加入手続きのご案内

日頃より、墨田区少年団体連合会（墨少連）の活動に多大なご支援、ご協力をいただきありがとうございます。墨少連の活動は、加盟子ども会の会費で運営されています。また、安全共済会は子ども会活動中に発生した事故の見舞金制度として「全国子ども会安全共済会」により運営されており、墨少連が申請窓口となっています。

墨少連加盟と安全共済会加入（安全共済会費の徴収を含む）の受付は、5月に行う予定です。申込み受付の日程が決まりましたらホームページ等でご案内いたします。つきましては、関連書類は、各子ども会で事前に準備をしていただきますようお願い申し上げます。

- ・資料に関しては、今年度より全国子ども会連合会、墨田区少年団体連合会ホームページから閲覧、印刷して頂き各団体で準備をお願いいたします。（<https://www.bokushoren.com/>）
- ・また、ネット更新マニュアル等は、全国子ども会連合会のホームページから閲覧、印刷できます。（<https://www.kodomo-kai.or.jp/共済システム/>）

問合せ先

東京都子ども会連合会 田中様 TEL：03-3946-2340

墨田区少年団体連合会

E-mail:info@bokushoren.com

墨田区少年団体連合会 小澤

TEL：090-7704-2056 FAX：03-3610-6862

東京都子ども会連合会から注意事項

1. 安全共済の申込用紙の変更事項

安全共済の申込用紙が変更されました。

詳しくは全国子ども会連合会のホームページ→「安全共済と賠償責任保険」→「様式ダウンロード」で各様式の記入例をご確認ください。ネット加入の方→「ネット加入について」→「共済様式ネット用」をご確認ください。

*変更届は転入者を受け入れた団体が提出になりました。

2. 氏名について

氏名については必ず保険証と同じ名前にして下さい。外国人の場合は特に注意して下さい。

(呼び名等ではなく、あくまで保険証と同じ名前)

難しい漢字でパソコン等に出てこない場合は、簡単な漢字またはひらがな等にして下さい。

3. インターネット登録をお使いの方

(1) 2022年度(令和4年度)安全共済のシステム入力は3月22日以降に行ってください。

(2) 新規・更新するためのマニュアル等は、全国子ども会連合会ホームページから「安全共済会ネット加入」ページの「単位子ども会取扱いマニュアル」の中に「ネット加入マニュアル」「ネット加入更新マニュアル」がありますので、それを読んで行って下さい。

(3) 新しい2022.01.12現在が最新のマニュアルです。

(4) 更新作業には、2021年度のIDとパスワードが必要になります。担当者が代わる場合は引き継ぎをお願いいたします。

(5) 更新できるのは、単位子ども会情報、加入者情報、日常定例活動です。

(6) 年間行事は更新されませんので、新しく作成して下さい。

(7) 全国子ども会連合会、東京都子ども会連合会、墨田区少年団体連合会では、ID、パスワードはわかりません。

(8) インターネット登録において契約者を「東京都子ども会連合会」を入力する方が多数います。契約者は「墨田区少年団体連合会」を入れて下さい。

(9) インターネット登録期間は、新規登録・更新してから30日以内は変更・削除が可能です。それを過ぎると変更届を出してもらわないと訂正できません。30日以内に見直しを行うよう注意して下さい。

3. 医療共済請求書について

最後の診察から60日以上経過した場合遅延理由書が必要になります。医療共済請求書の記入漏れが多い為、提出する前に確認をお願いします。

4. 自転車保険について

全国子ども会連合会へ問い合わせください。

墨少連加盟・安全共済会加入手続きに必要な書類及び年会費について

1. 提出書類

- (1) 共通（ネット加入／書類加入）
 - 1 加盟団体報告書（加盟申請書を兼ねる）
 - 2 墨少連安全会申込書

- (2) 共済システムで申込みをされる場合（ネット加入）
 - 1 加入申込書（様式加入-11S ネット加入用）

- (3) 書類提出でお申し込みされる場合（書類加入）
 - 1 東京都子ども会安全事業運営費申込書（様式安全-01）
 - 2 全国子ども会安全共済会加入申込書（様式加入-11）
 - 3 全国子ども会安全共済会加入者名簿（様式加入-12）
 - 4 年間行事計画書（様式加入-13）

2. 墨少連加盟年会費（墨少連規約第13条）

20名以下	1,000円
21～40名	2,000円
41～80名	3,000円

※以降50名増すごとに1,000円の加算となります。

※会員（幼・保・小・中学生）の人数が対象となります。

3. 安全共済会費（安全共済会の規定による）

加入者1名につき年会費150円

※子どもと育成者が対象となります。

※0歳児の子どもから対象となります。